

# 京都大学フィールド科学教育研究センター海域ステーション

## 舞鶴水産実験所利用要項

(平成15年5月30日センター長裁定)

(平成18年10月27日フィールド教授会改正)

(平成23年2月9日センター長裁定)

(平成26年2月12日フィールド研教授会改正)

(令和7年10月8日センター長裁定)

京都大学フィールド科学教育研究センター海域ステーション舞鶴水産実験所（以下「実験所」という。）の利用については、この要項の定めるところによる。

### 第1 利用者の範囲

実験所を利用できるのは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学・教育機関の学生または教職員で、水産学に関する実習教育並びに研究を目的とする者。
- (2) 本学の教職員で実験所へ出張を命じられた者。
- (3) その他実験所長が認める者。

### 第2 利用の手続き

- 1 実験所の利用に際しては、別に定める「利用申込書」を前もって実験所長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 学生の利用には指導教員の申込書を必要とする。
- 3 実習利用の場合は指導教員が一括して申込むものとする。
- 4 利用者は実験所事務掛において必要な事務手続を行うものとする。

### 第3 利用の変更または取消

- 1 利用者は利用日程・人数等を変更するときは、直ちに実験所あて連絡するものとする。
- 2 利用者が本要項に違反し、または実験所職員の指示に従わない場合は、利用の許可を取消すことがある。

### 第4 実験室等の利用

- 1 学外の利用者が実習室、セミナー室及び会議室を使用する場合は、国立大学法人京都大学土地・建物一時貸付要領により、使用の1ヶ月前までに所定の手続きをとらなければならない。

- 2 利用者は実習のため使用する設備・機器・薬品等について、事前に実験所に連絡するものとする。アルコール・ホルマリン及びビーカー・シャーレ等の薬品・器具については、原則として、利用者が準備するものとし、その種類と量を事前に連絡するものとする。
- 3 実験所に来訪している研究者が研究室の使用を希望する場合は、標本館3階の外来研究員室を使用することができる。

#### 第5 標本室の利用

- 1 標本使用を除く標本室の見学時間は、平日の9:00~17:00とし、事前に標本室の担当教員の許可を得るものとする。
- 2 標本を使用する場合は、事前に担当教員の許可を得ること。なお、事前連絡がない場合や担当教員が不在の場合は標本使用を認めない。
- 3 標本使用にあたり、実体顕微鏡、写真撮影台、大型ノギスは使用できるが、事前に担当教員に連絡するものとする。

#### 第6 生物材料の利用

- 1 実習に必要な生物材料の供給を希望する場合は、その材料名・数量・入手希望時を事前に実験所に申込むものとする。
- 2 生物材料は種類や海況により、予定通り調達できないことがある。
- 3 漁業権が設定されている生物など、購入により調達しなければならない場合は、取扱業者を紹介する。
- 4 資源保護の立場から、研究目的外の生物採集、及び大量の生物材料の供給は、実験所に依頼あるいは利用者自身の採取にかかわらず、これを認めない。
- 5 利用者が実験用生物の蓄養に研究棟内の飼育設備を利用する際は、本学教員の許可を得た上で、経費が生じる場合は負担するものとする。

#### 第7 船舶の利用

- 1 船舶を利用する場合は、日時・目的地・乗船人員・目的等を明示して、事前に申込むものとする。
- 2 船舶の利用については、研究または教育に関する調査を対象とし、乗船や移動を主たる目的とすることはできない。
- 3 船舶の運航に際しては、危険防止上、船長の指示に必ず従うものとする。
- 4 海技免状所持者であっても、船長の許可がない限り船舶の運転は認めない。

#### 第8 潜水及び潜水器の利用

- 1 潜水を行う場合には、事前に指導教員の許可を得た上で、日時・氏名・場所・目的等を明示して実験所長に届出るものとする。

- 2 漁業法規に違反する行為は厳禁する。
- 3 潜水器の使用は、C カードと潜水士免許の両方を有する者（外国人については、それと同等以上の資格を有する者）にのみ許可する。学生にあっては指導教員の許可を必要とする。
- 4 潜水器具は利用者の持参を原則とする。持込器具の使用に際しては、あらかじめ所定の「利用申込書」により申込むものとする。
- 5 潜水器使用の有無にかかわらず、潜水は2名以上で行うこと。実験所からバディ要員を提供することはできない。バディ要員については、利用者が手配するものとする。
- 6 潜水に際しては、健康管理・安全対策に十分注意すること。利用者の不注意による事故については、実験所は一切その責を負わない。

#### 第9 図書の利用

- 1 利用者は、9：00～17：00の間、図書の閲覧ができる。
- 2 時間外に閲覧を希望する場合は、事務室に事前に了解を得るものとする。
- 3 複写機の利用は事務室の了解のもとに、セルフサービスにより認める場合がある。

#### 第10 実習宿泊施設の利用

- 1 実習宿泊施設の利用については、別に定める「使用内規」及び「使用者心得」による。

#### 第11 賠償責任

- 1 利用者がその責に帰すべき理由により実験所の施設・設備・備品等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、実験所における不測の事態などにおいて、事故等が生じた場合、その理由の如何によらず、原則として責任を実験所に問わないものとする。

#### 附 則

この要項は、平成15年5月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要項は、平成18年10月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要項は、平成26年2月12日から施行する。

#### 附 則

この要項は、令和7年10月8日から施行する。